

佐久市 コンサルタント等業務委託契約書作成の手引き

制定：平成 22 年 4 月 1 日
最終改正：令和 6 年 12 月 2 日

佐久市が発注するコンサルタント等業務（契約金額 50 万円以上の業務）の受注者は、この手引きを参照して契約書を作成してください。

なお、当市の契約書は、「長野県設計・測量業務等委託標準契約約款」の例により作成します。

また、設計業務委託契約（建築・測量・調査等業務を含む。）を締結される業者で、「業務完了保証人」をつける場合は、必ず市のホームページ（「入札情報/入札結果」→「建設工事・建設コンサルタント等の業務」→「入札・契約関係様式」）より約款様式をダウンロードしてご利用ください。

1 業務委託契約書

該当条項など	記入内容及び補正内容
収入印紙	作成する契約書のうち、発注者が保管する契約書 1 通に、印紙税法において定められた金額の収入印紙を貼付します。収入印紙には、その彩紋と契約書に掛けて契約当事者のいずれかが記名押印に用いた印を押して消印します。 （印紙税法において定められた金額とは、契約書に消費税額等が記載され明らかな場合には、その消費税額等の金額を含めないこととされています。） ただし、電子契約の場合は収入印紙の貼付は不要です。
1 委託業務名 2 業務箇所名 3 履行期間	指名通知書に記載されている内容を記載します。 ただし、履行期間の始まりの日は、記載しないでください。（契約担当課から指示があった場合は、その日付を記載。）
4 業務委託料	1 業務委託料欄には、次の金額（契約金額）を記載します。 消費税の課税業者、免税業者ともに、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額 2 消費税及び地方消費税の額の記載 （1）消費税の課税業者：入札金額の 10% を記載します。 （2）消費税の免税業者：「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円」を削除（⇒見え消し）します。
5 契約保証金	【発注者が記載します、記載しないでください。】 契約保証金は、債務不履行の事態が発生した場合に発注者が受ける損害を補填するため、契約の締結に当たり契約金額の 10% 以上を納付していただくものです。 1 契約保証金は、現金、金融機関の保証、業務完了保証人、履行保証保険のいずれかから選択することができます。 2 現金で納付する場合は、「契約金額の 10% に相当する額」を記載します。 3 現金に代わる担保（金融機関の保証）を提供する場合は、「契約金額の 10% に相当する額」を記載し、続けて「ただし、佐久市財務規則第 124 条第 2 項の規定により金融機関の保証等をもって納付に代える。」と記載します。 4 現金の納付に代えて履行保証保険契約に係る証券を提出する場合は、「契約金額の 10% に相当する額」を記載し、続けて「ただし、佐久市財務規則第 124 条第 3 項の規定により納付を全額免除する。」と記載します。 5 業務完了保証人をつける場合は、「契約金額の 10% に相当する額」を記載し、続けて「ただし、佐久市財務規則第 124 条第 3 項の規定により納付を全額免除する。」と記載します。

6 調停人	国・県の約款改正により、平成23年4月1日から新たに追加された項目ですが、当面の間、「6 調停人」を削除（⇒見え消し）します。
7 建築士法第22条の3の3に定める記載事項	国・県の約款改正により、平成27年6月30日から新たに追加されました。最終ページに記載してください。（記載例は本手引き5ページを参考にしてください。）
契約書の様式	（A）は紙の契約書を採用する場合、（B）は電子契約を採用する場合に使用します。採用しない方は削除します。
本書〇通	紙の契約書を採用する場合に使用します。 1 発注者分1部、受注者分1部を作成しますので「2」を記載します。 2 業務完了保証人をつける場合は、発注者分1部、受注者分1部、業務完了保証人分1部を作成しますので「3」を記載します。
契約締結日	契約締結日は、落札の翌日から起算して5日目の日付を記載してください。（5日目が土日祝日の場合、その直後の休日ではない日の日付を記載。ただし、契約担当課から指示があった場合は、その日付を記載。） なお、落札の翌日から起算して5日以内に契約を締結しなければなりません。
発注者 住所 氏名	1 市長が契約を締結する場合 「住所 長野県佐久市中込3056番地」 「氏名 佐久市 佐久市長 氏名」と記載し、押印します。 2 教育長が契約を締結する場合 「住所 長野県佐久市中込3056番地」 「氏名 佐久市教育委員会 教育長 氏名」と記載し、押印します。 ただし、電子契約の場合は押印不要です。
受注者 住所 氏名	1 法人の場合 「住所 入札参加資格者名簿に登録した住所」 「氏名 商号 役職名 代表者氏名」と記載し、代表者印を押印します。 2 個人の場合 「住所 入札参加資格者名簿に登録した住所」 「氏名 屋号 役職名 氏名」と記載し、押印します。 3 入札参加資格審査申請において契約締結権限の委任がなされている場合は、委任先の内容を記載し、受任者印を押印します。 ただし、電子契約の場合は押印不要です。
業務完了保証人 住所 氏名	「住所 入札参加資格者名簿に登録した住所」 「氏名 商号 役職名 代表者氏名」と記載し、代表者印を押印します。 ※ 業務完了保証人の選定においては、佐久市入札参加資格者名簿に登録された本入札に未参加の業者であり、受注者と同等規模を有する業者（ただし、専門的業種で佐久市に登録していない業者は除く。）を選定しなければなりません。 ただし、電子契約の場合は押印不要です。
綴じ方	紙の契約書を採用する場合に使用します。 1 契約書の各葉間に、契約当事者双方（及び業務完了保証人）が記名押印に用いた印で割印します。契約書が袋とじになっている場合には、表面及び裏面に当たる頁の糊付け部分に契約当事者双方（及び業務完了保証人）が押印します。 2 契約書に綴じ込む書類については、契約担当課の指示に従ってください。

2 コンサルタント等業務委託契約約款

該当条項など	記入内容及び補正内容
文字の訂正、加入、削除の方法 条項の訂正、加入、削除の方法	約款の内容を訂正し、一部の条項を削除し、又は条項を追加する場合は、まず、約款本文を訂正等してから、次の例により行います。その際、約款上欄の余白部分に記載した箇所には、契約当事者（及び業務完了保証人）双方が記名押印に用いた印を押印（訂正印）します。 ただし、電子契約の場合は押印不要です。 1 ○字訂正する場合は、「○字訂正」と約款上欄の余白部分に記載します。 2 ○字加入する場合は、「○字加入」と約款上欄の余白部分に記載します。 3 ○字削除する場合は、「○字削除」と約款上欄の余白部分に記載します。 4 記号（句読点、括弧等）は、文字として数えます。 5 条、項及び号そのものを訂正、加入、削除する場合も同様に、「第○条削除」、「第○条第○項削除」などと約款上欄の余白部分に記載します。 6 一度訂正などをした文字は、再度訂正は行えません。 7 <u>修正液や修正テープでの訂正はできませんので使用しないよう注意してください。</u>
（契約の保証） 第4条	1 金銭的保証（現金納付、金融機関の保証及び履行保証保険）の場合は、本条を適用します。 2 指名通知書等で契約保証金の納付を「免除」とされた場合及び業務完了保証人をつける場合は、本条を削除（⇒見え消し）します。 3 指名通知書で契約保証金として金銭的保証を求められていても、納付が免除される場合があります。契約担当課に照会してください。
（意匠の実施の承諾等） 第8条の2	令和2年4月1日に締結する契約から新設されました。（土木設計、建築設計のみ） 当該業務の内容に応じて選択的に適用します。 （A）を適用する場合は（B）を削除（⇒見え消し）します。 （B）を適用する場合は（A）を削除（⇒見え消し）します。
（前金払） 第35条	1 契約金額が300万円未満の場合または契約金額が300万円以上で履行期間が3ヶ月未満の場合 前金払しないので、本条を削除（⇒見え消し）します。 2 契約金額が300万円以上でかつ履行期間が3ヶ月以上の場合 本条第2項中「14日以内」の「14」を「30」に訂正します。 本条第6項中の遅延利息の率は、令和3年4月1日から「2.5パーセント」に改定されています。訂正されていない様式の場合は、「2.5」に訂正します。
（保証契約の変更） 第36条	第35条を削除した場合のみ、本条を削除（⇒見え消し）します。
（前払金の使用等） 第37条	第35条を削除した場合のみ、本条を削除（⇒見え消し）します。
（契約不適合責任） 第41条	<u>令和2年4月1日に締結する契約から「瑕疵担保責任」から「契約不適合責任」に改正されました。</u>

（業務完了保証人） 第41条の2	業務完了保証人をつけない場合は、本条を削除（⇒見え消し）します。
（解除に伴う措置） 第50条	本条第1項及び第2項中の遅延利息の率は令和3年4月1日から「2.5パーセント」に改定されています。訂正されていない様式の場合は、「2.5」に訂正します。（2箇所）
（受注者の損害賠償請求等） 第52条	本条第2項中の遅延利息の率は令和3年4月1日から「2.5パーセント」に改定されています。訂正されていない様式の場合は、「2.5」に訂正します。
（賠償金等の徴収） 第55条	本条第1項及び第2項中の遅延利息の率は令和3年4月1日から「2.5パーセント」に改定されています。訂正されていない様式の場合は、「2.5」に訂正します。
（紛争の解決） 第56条	1 「6 調停人」を削除した場合は、本条（A）を適用し、（B）を削除（⇒見え消し）します。 2 あらかじめ調停人を選任する場合は、本条（B）を適用し、（A）を削除（⇒見え消し）します。なお、本条（B）を適用する場合で、調停人を協議に参加させない場合は、（B）第4項及び第5項を削除（⇒見え消し）します。

(別紙)

建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項

対象となる建築物の概要	〇〇〇仕様書のとおり
業務の種類、内容及び方法	〇〇〇仕様書のとおり

作成する設計図書の種類	〇〇〇仕様書のとおり
-------------	------------

※ 建築設計業務の場合

工事と設計図書との照合の方法 及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	〇〇〇仕様書のとおり
---	------------

※ 建築工事監理業務の場合

仕様書の記載
内容を具体的に
記載してもかま
いません。

設計に従事することとなる建築士・建築設備士

【氏名】：
【資格】：（ ） 建築士 【登録番号】：

【氏名】：
【資格】：（ ） 建築士 【登録番号】：

(建築設備の設計に関し意見を聴く者)
【氏名】：
【資格】：（ ） 設備士 【登録番号】：
 () 建築士

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分（一級、二級、木造）	（ ） 建築士事務所
開設者氏名	(建築士事務所の開設者が法人の場合は開設者(法人)の名称及び代表者氏名)

3 契約締結に関わる提出書類

提出書類	提出時期等
○各種業務委託契約書	契約締結時に提出する。
○契約保証に関する書類 次のいずれかの書類を提出してください。(※ <u>業務完了保証人をつける場合は提出不要です。</u>) なお、保証の額は、契約金額の10%以上とすること。 (ただし、指名通知書で契約保証金を求められていても、納付が免除される場合があります。) (1) 契約保証金の納付書の写し (2) 銀行等の金融機関の保証書 (3) 保証事業会社の保証書 (4) 電子保証の認証キー (5) 損害保険会社の履行保証保険証券 詳細は、「〔別添〕契約保証の納付方法について」をご覧ください。	契約締結時に提出する。 〔業務委託契約書と一緒に提出〕
○現場代理人（管理技術者）及び主任技術者（照査技術者）等の通知書	契約締結時に提出する。 〔業務委託契約書と一緒に提出〕
○現場代理人（管理技術者）経歴書、主任技術者（照査技術者）経歴書	契約締結時に提出する。 〔業務委託契約書と一緒に提出〕
○現場代理人（管理技術者）、主任技術者（照査技術者）等の保有資格を証する書類	契約締結時に提出する。 〔業務委託契約書と一緒に提出〕
○現場代理人（管理技術者）、主任技術者（照査技術者）等の雇用関係を証する書類 【例】 雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し、 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、 監理技術者資格者証の写し、 市町村税特別徴収税額通知書の写し等	契約締結時に提出する。 〔業務委託契約書と一緒に提出〕
○業務工程表	契約締結後5日以内
○着手届	契約締結後10日以内

〔別添〕 契約保証の納付方法について

落札者は委託契約の締結に当たり、契約金額の10%以上の額の契約保証を納付する必要があります。契約保証（金銭的保証）は、次の方法により納付、免除等を行うことができます。

契約保証の方法と手続	摘 要
(1) 契約保証金の納付 ・ 契約保証金を、事前に市が発行する納付書により、金融機関等に現金で納付していただきます。 ・ 納付後、委託契約書とともに納付書の写しを市に提出してください。（業務完了検査合格後、別紙「契約保証金還付請求書」を提出してください。後日、貴社口座に返還します。）	⇒『現金納付』
(2) 銀行等の金融機関の保証 ・ 銀行等の金融機関に契約保証金額に対する保証書を発行してもらい、保証書（正本）1部を委託契約書とともに市に提出してください。（業務完了検査合格後、別紙「保証書預書」と「しゅん工結果通知書」を持参ください。その場で、「保証書預書」と引き換えに保証書をお返しします。）	⇒『現金納付に代える担保の提供』
(3) 保証事業会社の保証 ・ 保証事業会社（例：東日本建設業保証 株式会社）が発行した契約保証に関する保証証書（正本）1部を委託契約書とともに市に提出してください。 ・ この保証は、前払金保証とセットでなければ契約できないため、申込みは契約保証と前払金保証と同時に申込みすることになります。従って、前払金請求予定の場合に限られます。 ・ 電子保証の場合は、認証キーを市に提出してください。	⇒『現金納付に代える担保の提供』
(4) 損害保険会社との履行保証保険契約の締結 ・ 損害保険会社と、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、保険証券（正本）1部を委託契約書とともに市に提出してください。	⇒『現金納付の免除』
(5) 業務完了保証人による保証 ・ 業務完了保証人の選定においては、佐久市入札参加資格者名簿に登録された本入札に未参加の業者であり、受注者と同等規模を有する業者（ただし、専門的業種で佐久市に登録していない業者は除く。）を選定しなければなりません。	⇒『現金納付の免除』

注意事項

- 1 契約保証金の納付は委託契約の締結と同時に行いませんと、その委託契約は無効となります。
従って、上記の保証（保険）の契約日は、委託契約書の契約日以前の日でなければなりません。
- 2 変更契約時における契約保証金の取扱いにつきましては、「佐久市工事の契約保証金に関する取扱規程」によるものとします。ただし、当初契約時において金融機関や損害保険会社の保証書等を提出されている場合で、履行期間延長と契約金額増額の変更を同時に行う場合は、上記の規程に係わず、保証期間の延長と保証金額増額の変更手続きを行っていただきますようお願いします。
- 3 上記の(4)、(5)の方法以外にも、契約保証の現金納付が免除される場合があります。
詳細につきましては、市に照会してください。